

されるものというふうに思いますので、議題外だというふうに思います。

○10番（千葉明朗君） わかりました。

この期間なんですが、これはこの問題が解決して終わるまでの期間ということにするんですね。その後の……、この期間というのは、期間とあります。それだけちょっと聞きます。

○議長（米木正二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 秀吾君） 期間でございますけれども、委員の任期は2年ととなっておりますが、これは審議が終了して教育委員会の方に答申をいただくまでというふうに考えておりますので、2年以内におさまるのではないかとというふうに考えています。以上でございます。

○議長（米木正二君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第63号 加美町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（米木正二君） 日程第11、議案第63号加美町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第63号加美町過疎地域自立促進計画の変更について説明を申し上げます。

本案件は、平成15年6月の第1回定例会において議決をいただき策定いたしました加美町過疎地域自立促進計画前期分について、昨年度の事業実績並びに16年度事業予算が確定したこと等により計画を変更するものであります。

主な変更の内容につきましては、事業実施に当たり事業内容の検討や諸手続等で期間を要するため前期計画から後期計画に変更する事業44件、事業確定に伴い計画書の記載内容を変更する事業が15件、後期に計画していた事業を前期で実施することによる変更8件、事業内容が重複している事業等2件の計69件であります。

計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、計画策定時と同様、議会の議決をいただく必要があることから、今回提案申し上げるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番佐藤善一君。

○18番（佐藤善一君） 後期計画に変更される事業が大部分多いわけでありますが、この過疎指定というのは期間がありまして、計画途中で切れるわけでありまして、したがって、財政不足に加えてかなり厳しく後期計画については実施が難しくなるのではないかと心配されるわけです。現在の新過疎法については、大分対象事業も拡大されておりますし、下水道については県代行等々いろんな財政上の特別な措置がされております。宮崎地区においては十分過疎法を活用いたしまして下水道については順調に進んできているわけですが、合併時から全然事業進行がなされていないという状況であります。この変更につきましては、事業の需要度あるいは充当率の高いもの、そういったものを十分加味して変更される予定であるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（米木正二君） 上下水道課長。じゃあ変更します。企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） 事業の内容ということだったので担当課がよろしいかなと思ったんですけれども、私の方からお答えさせていただきます。

昨年、この促進計画、平成15年度、16年度と2カ年で120億相当の事業費を計画書の中に盛り込んでおります。15年度につきましては、この間の一般質問でも御説明しましたけれども、55億程度を消化しております。16年度においては残りの70億程度を消化しなければいけないんですけれども、消化できないということで後期に持っていきまして、平成16年度の予算を見まして30億程度の事業の遂行とするという形にしたわけです。当初、16年度の過疎の計画の予定からいいますと、16年度の事業進行比、事業費の比率なんですけれども、約51%にとどまったということでございます。

それで、その分について後期計画で事業ができるのかという御質問だと思うんですけれども、後期計画につきましては5年間の事業でございます。平成17年度から21年度までの後期の5年間でやる事業で、後期の事業については、今年度、16年度に後期計画をつくりまして、これも来年の3月か2月の議会で議決をいただくということになりますけれども、その段階で、今年度なんですけれども検討しまして、十分やれるような計画に当然入ると。つまり、16年度に予定した事業の持ち越しということにもなりますので、その持ち越し分と新しいこれからの5年間の事業を踏まえた合計の事業を、今度後期計画として策定していくというこ

とにしておりますので、遂行できるものと思っております。

○議長（米木正二君） 20番福島久義君。

○20番（福島久義君） 今の説明でわからないわけではないんですけども、事業内容変更、それから事業変更ということですけども、この後期計画の変更についてでありますけれども、ただいま財政課長の方から説明ありましたけれども、この15年度、16年度の前期計画の中で仕事がこなすことができなかったということで、後期に持っていきたいということでの変更なようですけれども、その中で、平成17年度から後期促進計画に入るわけですけども、その計画の中に、今後いろいろ財政課で事業の内容などを詰めていくでしょうけれども、この後期計画については何年度に計画をされているのか。やはりこうした後期計画に変更する際に当たりましては、後期計画の事業名、内容等を当然示すべきではなかったかと。後期計画ですね、5年間の計画を示すべきではなかったかと思っておりますけれども、2月ころようやくでき上がるんだと。そうした中でこれを入れていくんだということですけども、何か順序が違うような気がいたしますけれども、何年ごろに後期計画に変更する予定なのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（米木正二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） お答えします。

この過疎自立促進計画につきましては、旧小野田町、旧宮崎町において計画を立てて実施しているものでございます。その前期と申しますと、平成12年度からの流れになっております。今回、旧中新田も入りまして、旧中新田も過疎地の指定を受けて、その三つの新しい加美町としての過疎計画をつくりまして、去年、平成15年に議決をいただいたわけですね。

今後の17年度以降の計画につきましては、3町の過疎地域から自立をするための計画ということになっておりまして非常に重要な計画でございまして、ある意味で言うと、これから総合計画をつくっていくんですけども、そのベースとなる非常に具体的な事業となるものではないかと思っております。それで、この過疎計画の17年度から21年度までの、ある意味で言うと実施計画となるものですから、今回後期計画に回すという、じゃあ6月ごろできるものかということにもならない、あるいはしてはいけないというふうに思っております。ですから、これから総合計画を立ち上げましていろんな御審議をいただくんですけども、その中で相当吟味をしまして、さらにこの過疎地域自立促進計画の後期に持ち込んだ部分についても検討いただいて、その上で皆さんにお示しをしたいと。というふうに思っているものですから、一番の終了部分といいますと、今年度中に策定が義務づけられているものですから、来年の2月か3月ごろになろうかなという回答を申し上げたわけでございます。御了承をお願いします。

○議長（米木正二君） 20番。

○20番（福島久義君） 今説明を伺ったわけですけども、その中で、この後期計画は、変更についてはこれ

から17年度以降に繰り入れるということですが、何年度ということはまだはっきり示すことはできないんですか。その辺お尋ねをいたします。この変更分について。

○議長（米木正二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） 今のところ……、余り示したくないというところでございます。といいますのは、これからのことでございます。そして、今回、前期計画の中でもあったんですけども、後期計画の中でも前期計画の中で事業に取り組んだものもございます。それで、今一つ一つの事業につきまして、これは17年度にやる、18年度でやるというような回答をしますと後で差しさわりが出てくるような気がしますので、控えさせていただきます。今後検討させていただくということにしておきたいと思います。

○議長（米木正二君） 2番千葉清喜君。

○2番（千葉清喜君） まず事業の内容から上下水道課長にお伺いしますが、生活環境の整備において、合併浄化槽の設置事業が事業変更で浄化槽の市町村整備推進事業というふうになりましたが、その変更の中身です、その点をお伺いしたいと思います。

それで、これまでも、今議論になっていますが、やはり後年度に移す背景ですね。この点では一般質問でも町長から財政的な問題という大きな問題もあったんですが、まちづくり全体のかなめというふうにも考えますと、どういう内容で変更するかというのはやはりある程度明らかにしていかなければならないということで、後期計画における事業の年度を明確に示すべきだと思います。これは後期計画のできる中での過程でぜひ示していただきたいと思います。

それで、計画変更における背景として、これまで立ち上げてきました地域審議会の意向等、また、旧3町域の地域のバランスとかそういう問題。同時に、今、財政的に厳しい中での不要不急の事業のとらえ方との関係ですね。この点を吟味されたのかどうか、その点については町長からお伺いをしたいと思います。

○議長（米木正二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（二瓶 悟君） 合併浄化槽の設置事業と変更後の浄化槽市町村整備事業、これはあくまでも合併のと同じで名称が変わっただけでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 後段の質問であります。一般質問等々でも説明、報告を申し上げましたとおり、今年度、いわゆる総合基本構想を策定いたします。その背景というか大きな柱になるものは、当然のことながら新町建設計画であります。それと同等のこの過疎自立計画というものもありますから、それらの三つのといいますか、この二つの計画の整合性といいますか、それらを総合的に判断をしながら総合計画に盛り込んでいくということでもあります。

先ほど御質問ありました、一体この路線、事業は何年度になるかということも、全体的なバランスの中で

やはり考えていくということでありまして、今回はお示しできなかったということでもありますので、逐次、総合計画審議会とその進みぐあいの中で、例えば9月、12月と定例会の中で報告できる分は報告を申し上げるということにしたいと思います。

○議長（米木正二君） その他ございませんか。28番坂本せんさん。

○28番（坂本せん君） 財政課長の答弁で、旧宮崎・小野田は平成12年よりいろいろ計画を立ててこの事業に計画が入っていたと。合併になりまして、全町が過疎指定、そして今の町長の答弁ではいろいろバランスを考えてということでもありますけれども、どんどん後から過疎債を指定して何か事業ということが請願書なりなんなりでこれから出てきたとしまして、特養ホームのことを言いますとちょっと外れますけれども、やはり申し込み順序がいっぱいあったんだけど介護の度合いの高いのからというふうに変わっているように、それが度合いを見て次々と変更になっていく。そして、先に示されていた方々は、ここが大体この年度で入っているということ、やはりきちんとそれを、何といひますか、それを確実に重点を置いて持っていていただかないと、非常に今、やはり福島議員がおっしゃったように何年度、何年度ということが言えないということ、わかるような気がします。その辺をきちっとこれからの審議委員会なりなんなりにかけてそれをやっていくものか。それから、合併のときにきちんとこれをやるんだよということをやっているのに、それに重点を置いてやっていくのか。町長の答弁にありましたから大体その線でいくと思うんですけども、やはり先に計画したものはきちんと入れておいていただかないと非常に私は不満に思うんですけども、その辺をお答えお願いいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 御意見のとおりだと思いますし、御意見のとおり平成16年までは推移していると思います。ただ、18番議員さんの御意見のように、少しバランスの悪い面も私も感じています。それは、これまでの計画ののせ方だと思うんです。それは皆さん、16年度の事業のあれはお示しをしてございますので、ですから……、先約という言葉が適当かどうか分かりませんが、のっていたものについては当然のことながら順序に従って実施をしてきたつもりではありますが、しかしこの事業については県の協議とか国の予算等々があるわけでありまして、あとは町としての予算のボリューム等々があって、先に入ったものもありますし後に回ったものもあるというのは実態であろうと思います。

それからもう一つは、小野田・宮崎地区の方々、御不満に思うことも何となくわかるような気がいたします。というのは、合併して中新田地区も入ってしまったと。入ってしまったというか、入れていただいたということでありまして、その部分も幾らか振り込まれてきましたものですから、仮に全体のボリュームがあるとすればどこか減ってしまっているのかなと。そうでなくて、やはりふやしていただきたいと。当然、中新田地区も入ったわけですから、その分の事業は新たに認めてほしいという働きかけも行っておりまし

た。幸い前期の計画が合併後2カ年で切れますから、新しい後期計画の中にできるだけ余り影響のないように中新田地区のものは盛り込んでいただく。中新田地区の部分については、新町建設計画の中ではいわゆる合併特例債を充当するような形で入っていたものもあるわけですね。それが過疎自立計画の中のものに入るとすると、合併特例債の分は少し余裕が出てくる。その部分のやりとりみたいな、入れかえみたいなものもあるわけでありますから、少しその部分も了解をいただきながら、今年度いろいろ皆さんの御意見を伺いながら検討を加えてまいりたいということであります。御了解いただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 46番川村 薫君。

○46番（川村 薫君） 今に関連して総体的なことでお尋ねしたいと思います。

16年度で前期計画が終わり。2カ年の執行率ですけれども、一般質問あるいは局の答弁の中で、15年度は55億4,000万円、それから16年度は31億7,000万円、合わせて2カ年で87億1,000万円。それで、それぞれの単年度の執行率ありますね。それと同時に、2カ年の、いいですか、87億1,000万円、2カ年でね。当初の予定、総事業費。何か120億というようなことを言いましたけれども、当初の総事業費に対する2カ年の執行率。87億1,000万円、どのような割合になっているかと。2カ年。

それから、後期計画ですけれども、17年4月から21年度、つまり22年の3月31日までと、後期5カ年ありますね。その計画は立てますけれども、財源の裏づけですね。財源の裏づけは、もちろん過疎債、地方債の中でも過疎債。過疎債のほかには一般債、あるいは国県の補助金、あるいは一般財源というふうにいる財源はあると思うんですけれども、計画があっても財源がないとこれは絵にかいたもちですから、それはだめですよ。それで、財源の張りつけは単年度でやるのか、あるいはせいぜい2カ年ぐらいの財源裏づけをするのかということをお聞きしたいと思います。

それから、これは了解したんですけれども、どの事業を何年度に張りつけるということは、いろいろ御都合があってこれはできませんということですが、要するに何が重要で何が緊急であるか。緊急性。緊急かつ重要と。その優先順位をつけながら年度に張りつけるべきだと思いますけれども、その点も含めて3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（米木正二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） お答えいたします。

15・16年度の概算事業費の総額が122億7,626万3,000円でございます。それで、今回変更をお認めいただきますと、2年間の概算事業費の総額が87億1,484万円でございます。これを割りますと、割合としては71%ということになります。（「執行率ね」の声あり）はい。

それから、財源の裏づけ、後期計画における財源の内訳ということなんですが、これからの検討ということになると思います。結局この自立促進計画ですから、今お話ししておわかりになるように2カ年間で120

何億の計画でございます。必ずしもこれ、これにのってないと過疎債を受けられないのは確かなんですけれども、何の起債を充てるかというのはこれから検討させていただきたいと思っております。

その優先順位を何とするかということにつきましても、今回延期ということにさせていただいたものが優先ということになると思いますけれども、それもこれからの検討の中に入っていくということにさせていただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 46番。

○46番（川村 薫君） 15年、16年の2カ年の前期あったのね。その中で15年度は財源がちゃんと裏づけがありました。今回は、初年度、17年度も財源の裏づけはできませんと、こういうことですか。これだけお聞きしたいと思います。

○議長（米木正二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君） これから検討させていただくということでございます。

○議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号加美町過疎地域自立促進計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号加美町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第64号 平成16年度加美町一般会計補正予算（第1号）

○議長（米木正二君） 日程第12、議案第64号平成16年度加美町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） 議案第64号平成16年度加美町一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ 2,971万 7,000円を追加し、歳入歳出予算額をそれぞれ 140億 3,471万 7,000円とする補正予算と、統合保育所建設事業について継続費の設定及び地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として保育所整備費負担金 3,988万 6,000円の増、県支出金として保育所整備費負担金 1,813万円の増、文化財保護費委託金 318万 9,000円の増、財産収入 735万円の増、減債基金繰入金 3億 2,000万円の増、社会福祉基金繰入金 5,000万円の減、繰越金 9,504万 3,000円の増、町債 4億 760万円の減などであります。

歳出につきましては、総務費では法定外公共物地番現況図出力業務委託料 190万円の増、民生費では統合保育所建設事業3億 9,438万 7,000円の減、農林水産業費では農村環境センター屋上修繕事業 1,498万 6,000円の増、木質バイオマス資源利活用調査事業 300万円の増、商工費ではあゆの里物産館屋根修繕事業 232万円の増、土木費では国土調査修正業務委託料 504万円の増、教育費では小野田図書館図書購入費 1,300万円の増、公債費では平成7年度と8年度に借り入れた減債補てん債の一括償還金 3億 2,610万円の増などのほか、予備費から 2,189万 4,000円を充当するものであります。

なお、平成15年度一般会計並びに各種会計実質収支に関する調書を今回の行政報告要旨に添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。29番三嶋 等君。

○29番（三嶋 等君） 13ページ、1目の区分の13の委託料についてちょっとお尋ねしたい。あと二つ目は、14ページ、13目諸費、区分で19。二つお尋ねしたいと思います。

きのうの35番の一般質問の町長の答弁をお聞きいたしました。裁判の司法の件については、これは省略して、我々は聞く必要もないということで、ただ、私は3月の定例会で2回ほど質問に立って商取引についてお尋ねをしているわけでございます。旧小野田町におきましては、やはり古内栄輝町長は相当厳しく、水道料を払えない者は水道をストップ、税金を払えない者は失効、国民健康保険を払えない者は手帳の交付の両者間の説得を得たような、また、国、県、自治体などは、ちょっと談合疑惑、その他においてはすぐ指名停止。そういうような状況の中にですよ、2回もこの原告・被告におきまして商取引はするべきじゃないとい

うことを私は申し述べているわけでございます。

きのうの答弁の中に、今後よく考えて検討しますという町長の答弁でございました。平成13年6月からこの弁当問題は3年間ですよ。訴訟を起こされてからも相当の日数たつ中に、やはり学校給食、もろもろの取引の金額も相当額と思われるわけです。そういうのをなぜストップできないものかと。やはりきのうの答弁によれば町長は、多分町の業者、やはり温厚味が感じられました。ただし、法廷で争う中はそういう情状は禁物と私は考えるわけでございます。そういう意味から、今後このまま原告と取引を継続するものか、ここらではっきり私は確認したい。

それから、もしこの訴訟が、勝つか負けるかまだわかりません。今月末に結審され、そして判決が出るわけです。もしこれが負けた場合、この委託料は一応債務負担行為で200万円とって、100万円ずつ、今度100万円というわけで200万円が委託料と出して、その中身は結局訴訟の費用、許諾金、それから最後には弁護士の費用と、こういう順序になってくるものと思います。これ負けたら、相手方、原告の分の費用も出さなければならないような状態になるんだと思うの。それよりも、町民であって、町長は温厚味のある言葉で、一時商取引は停止するけれども、そこで、そのときの実行委員の課長あたりが足を運ばせて何かの方法で和解したならば、何かの……、つかまえないければ和解できないんですよ。そういう努力がなされたものか、明快な答弁を求めるものでございます。

それから、14ページですか、負担金及び交付金のことで、私の郵便ポストに見えないものが入っていました。これ議長にお願いがあるんでございますけれども、これは匿名なんですけれども、「議会の皆様へ」と入ったので、これは議長さんにお願いして事務局で読ませてもらえないでしょうか。

○議長（米木正二君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時44分 再開

○議長（米木正二君） 再開いたします。

私から申し上げます。ただいまの申し入れでありますけれども、相手が匿名でありますし、所在がはっきりしておりませんので、議会としては取り上げて読むというようなことはいかなものかなということで、取り上げないことにいたします。

29番。

○29番（三嶋 等君） それでは、私が読みます。

議会の皆様へ。日ごろ町政に……

○議長（米木正二君） ちょっと待ってください。このことについては……（「読んでもだめか」の声あり）はい。取り上げないということでもあります。（「それでは」の声あり）29番。

○29番（三嶋 等君） やはり町民の安全についてですけれども、4月末に町民であり役場職員の吉岡さんが鹿原地区で遭難したと。初日より役場職員を招集し、延べ搜索人数はかなりの数となっていると聞いております。今後、このような事故に町民が町内外において遭遇した場合も今回のような搜索体制を組んでいただけるものか、一町民としてお聞きしたいと。これは町民でなく私が聞きたいと、こういうわけでございます。

世間ではですよ、中新田町の町民の役場の課長さんだからこんなに搜索してもらえるのではないかという声が、真剣に、どのようになっているのか、旧町においてはこのような体制を組んだことはないと思います。小野田町ではこういうことはありません。町による搜索終了後も職員有志で搜索を行っていたようであるが、そのときは休暇をとって搜索を行っていたものか、職務命令で搜索していたかを聞きたいものです、私は。いや、本当よ。何で笑うの。だめなのか、間違っていたか。（「間違っていない」の声あり）もし休暇をとって搜索に行っているのであれば、平日や休日に役場の車で搜索に来ていた職員も見受けられる。役場の車に対する管理は大変ずさんなものではないか。また、ダムの搜索のときにボートを町のダンプで運んでいましたが、運転は職員が行っていたものかどうか疑問であります。現在も家族の方々は安否を気にしているとは思いますが、一町民としては、町民の安全について町としてどのような考えでいるものかをお聞きし、また、町の財産の管理についてどのように行っているのかもお聞きしたいわけでございます。そして、現在、吉岡さんの職場上の身分はどうなっているのか、それもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） お答えをいたします。

これまでそのような事実はなかったということですが、これまで3日以上かかって搜索をしたということは恐らくなかったんだらうと思います。それまでに発見されたということだったのでありまして、今回はまだ見つかっていないということであのような大がかりな搜索になったということでございます。

また、警察署からの山岳遭難救助隊が出て、消防団の出動の要請がございました。たまたま土曜日と日曜日でございます。日曜日に職員が出るか出ないかは本人の判断であります。ただ、山岳遭難救助隊のメンバーの中には役場の職員が相当数含まれておりますので、それは役場の職員としてではなくて搜索隊員としてその後も加わっているということは事実でございます。

それから、町としての対応といいますか、消防団等々については、当日、土曜日の夜と日曜日と、合計都合3日間で終了いたしております。基準としてそのようになってございます。それ以降については、いわゆる家族の申請に基づいてお手伝いする部分はお手伝いをする、本人のいわゆる意思でもって町民の方々もあ

るいはお友達の方々も参加をしたということでもあります。その他については、自衛隊の出動については、これは町長から知事に申し入れをして知事から自衛隊に派遣要請がございます。そういうルートになってございますが、たまたま異例の搜索といいますが、時間が経過をしたということもありまして、2日目からであります、大変大人数の搜索になったということもあって、全体として自衛隊の派遣というのはいわゆる大規模災害等々、このごろはそういう派遣であったということで、一個人の山岳遭難では余り例がなかったということで、県から、町長からも自衛隊の方に要請してほしいということがありまして、私からもお願いをし、あのような大規模の搜索隊の編成になったということでもあります。

経費等々については、消防団員が町長の要請で出ましたので、消防団員の3日分については当然のことながら費用弁償をお払いをするということでもあります。その他のことについては、いわゆる昼食代等々については、家族の負担ということで負担をしていただいております。

それから、役場職員の参加等々について、あるいは役場の課長であるからどうかということでもあります。一切そういう判断はございません。一人の町民として遭難者としての生命を第一義に考えて、できるだけ早急に発見できるような対策をとりあえずとったということでもあります。

ただ、町民の皆さん、あるいは色麻町の消防団の出動も要請をいたしました。町外の方も参加をしていただきましたものですから、ここからは、役場の職員、同僚であるということで、道義的なお手伝いということで、だれが出るとかという命令はしませんでしたが、いわゆる親和会あるいは友達として職員が自主的に出動してほしいと、あるとき私からは要望・要請をいたしました。その部分については、参加する部分については、一応職務命令的なものがありまして、その部分については当然のことながら公用車等々も使用しているということもございます。

また、随分時間がたってからであります、御家族の要請によって川の搜索でボートを出してほしいということ、そのボートの要請もありました。たまたま大きなものでありますので、その部分について公用車の使用についても管理上許可をしたということもございます。

繰り返し申し上げますが、第一義に町民であるということから、まずどの程度の搜索隊を組むかということとその都度判断をすべきであろうと思います。現に、1週間ほど前でしょうか、小野田漆沢地区に溪流釣りに入って一晩帰ってこなかった方々がありまして、役場の職員も要請あって出ました。総務課の消防担当の職員でございます。朝にやはり見つからないということで、遭難者は仙台と大郷のお二人の男性でありました。その日の、金曜日の夜、雨が降って大変な天候だったので、非常に心配をされたようであります。警察諸課を通して小野田地区の消防団の出動も要請あるかもしれないと、準備してほしいということで待機をしていただいた経緯がありますが、そのうち警察署を中心として周辺を捜査している中で自動車下山をしてくる人たちと会ったということでそれはそのままではありますが、この方の遭難の場合には町外の方であ

りましたけれども、遭難の場所が我が加美町のエリアでありますから、要請があれば当然その都度状況を判断しながら捜索隊を編成するということでもありますので、職員であるから云々ということでもないし、3日間という一つの基準を今回つくりまして、そして今後もそういうことがあるかもしれないので対応するというにさせていただきます。

前段の弁当の件であります、まず、裁判、告訴される前にいろいろその手だてはしたのかということですが、当然のことながら何回も話し合いをして、私たちには何ら手落ちはないということをたびたびの答弁でも申し上げておりました。ですけれども、なぜか実行委員会にも責任あるという相手方の判断でありまして、その一つの原因は、桜井さんがお金を受理して、ある業者さん、5業者さんには払ってないということが全然ちが明かなかったわけでありまして、告訴、裁判ということになったわけであります。

私たちが被告になるということは考えてもいなかったものですから、まず相当にこうしなければ告訴するよというその予備の勧告といえますか、意見があればだったんですが、もう受理されてしまった後でありましたので、そうだったらこうしたのになという話はないわけでありまして、やはり裁判所の方角に従って、私たちは弁護士を立ててお願いをして、町村会の弁護士を通じてこれまでの経緯のとおりであるということでございます。

負けるとは思っておりません、何ら私は瑕疵がないと思っていますので。ただ、わかりませんので、今後、負ける場合には訴訟費用等々も敗訴した方が払うということなんだそうではありますが、その時点で考えなければならないと思いますが、仮に結審をして、少なくとも弁護士費用はかかっているわけであります。町として損失をこうむったわけありますから、私自身は桜井さんに対して損害賠償の訴訟ということも視野に入れて現在は考えてございます。

それから、一昨日ですか、議論でもお話をいたしました。今回の場合には両方の業者さんがおります。まさに代金を受け取って払わないという業者さんですね。桜井さん。被告の中に二つあるということですね。私たち、実行委員会と、本来の被告といえますか、桜井さん。あと原告側は弁当屋さんで、少なくとも桜井さんとの取引は本来はやはりきちとした対応をすべきだったと思います。それから、三嶋議員おっしゃっているのは、後の、原告の業者さんについても取引を停止すべきである、少なくとも学校給食等々ということですが、はっきりした調査はしていないのでありますが、その業者さんを外して新たな業者で日常業務の野菜の提供でありますとかということになりますと、単価契約の問題とか、供給、給食に影響するということも多分に考えられますし、どちらかというと弁当を提供した側は被害者であるわけでありまして、優し過ぎるのかもしれませんが、毅然とした態度をとるべきだったと思うんですが、現在まではそういう対応をしなかったということでもあります。

御意見のとおり、少なくとも桜井さんについては取引は行わないように私どもも注意をしたい。それが

ら、裁判の行方いかんによっては、五つの業者さんの対応についても今後検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） お答えします。

今は無断欠勤の形で、平常の職員として取り扱いしております。

○議長（米木正二君） 29番。

○29番（三嶋 等君） 大変町長さん、本当に一町民であるという意識を十分発揮され、優しいものだなと思って感ずるわけでございます。司法に出た場合、原告・被告ですよ。そんなことはわかってるって。ところが何で被告人が原告に対して、被害者という言葉はないでしょう、私からいうと。訴えられた人が訴えた人に被害者という言葉、私は考えられないなと思って今、思うんですよ。

それは別として、一応さっきも言った厳しさが、やはりその厳しさあってこの件が和解にいくかもしれないということ、最後ですけれども、私なりに思うので、強く県、国、前小野田の町長の前例を話したわけですよ。談合情報あったならば、入札延期、指名停止、こういう厳しい世の中ですよ。それが、原告に訴えられて、それで原告が被害者ということは、余計なことだけれども私なりに考えられないので、今後、今月結審になっても即判決おりるわけでございせん。中身は、訴訟もきのう見ました。見たけれども、中身についてはこれは我々はタッチするべきじゃない、司法の場の審議していますから。ただ、そのまま商取引していいのかわいかと。取引しないで経済的に困った場合は、取り下げとか和解というのは生むだろうと予測しての私の発言です。町長として、今後このままやはり原告も被害者であるから商取引は続けるのか、ストップするのかをひとつはっきりしてもらいたいと私は思います。

それから、遭難の負担金補助金の53万円。内容はわかりました。わかったんであるけれども、この補正の総務諸費で負担金補助及び交付金53万円はどういう方法で使うものか、説明を求めます。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） まず第1点であります、被告が原告に対して被害者という表現がどうかということではありますが、確かに原告と被告であります。こういう事件、私初めてなものですから、勉強不足といえば勉強不足なんですありますが、実質的に金が支払われてない。こちらは、私どもは支払っているわけですから、それで実際にある中間の人が、懐にしたのか貯金したのかわかりませんが、金を受け取っているながら最終的に行ってない。やはり被害者だという意味で申し上げたのでありまして、被告对原告だということの中での表現ではなかったんですが、適切でないということであれば適切でなかったのかもしれない。

あと、その後の取引をしないぞとか何かということで和解ということになった場合でも、果たして、その条件によってですよ、被告側である私たちと、というのは、加美町と色麻ですから、桜井さんとの立場は全

く違うわけであります。どういうふうな和解条件が出るかによって、和解に応じられるかどうかは全く今どう判断するものではないものでありますので、ただ、さっき申し上げましたように取引停止等々については、学校給食、その他諸行事の弁当等については、他の業者さんもありますから、それは取引停止することではなくて別の業者さんに今回はお願いするというような形で、あるいは間接的にそうなるかもしれませんが、そういう方法はとりたいと思います。ただ、学校給食の物資納入ということでの話については、教育委員会、学校給食等の担当の方と詰めまして、可能であれば、もう少しの期間だと思いますが、そういう方法も考えられると思います。以上であります。

○議長（米木正二君） 総務課長。

○総務課長（森田善孝君） お答えします。

諸費の19負担金補助の53万円ですが、負担金といたしまして山岳遭難防止対策協議会に対しまして45万円です。それから、宮崎地区の在京法人、東京ですけれども、そちらの方へ8万円です。

それで、御質問の中での内容は山岳遭難救助の45万円等についてと思いますので、この件についてお答えいたします。これにつきましては、事務局は加美警察署が担当してございます。これに加盟している団体ですが、県、消防、それから現在は加美町と色麻町でございます。それで負担金ですが、県が6万円出してございます。そのほかに、加美町で今回45万円、色麻で15万円というふうな形になります。

実際に活動内容ですが、一般的には、春・夏・秋・冬、これらの山岳遭難の救助活動、訓練、それから船形山登山者に対する指導、あるいは登山山道等の現場の修理等に重立ったもので活動費として使っているのが現状でございます。

○議長（米木正二君） 29番。

○29番（三嶋 等君） 何か3回やらないと気が済まないの。

町長はやはりこういうことは初めてだということで、大分本当にびっくりされたこの件だと思います。こんなことはもう、前例を言うと、詳しい話で、小野田町におきましては、こういう不景気の世の中にいろいろ問題が出ては困るということで、顧問弁護士の委託料を月3万円、36万円を予算計上して続けてきたわけでございます。やはりある程度町としてもいろいろな諸問題が出て、市町村の顧問弁護士等があって、町長さんも大分頭を痛めるようなこともあるやもしれないので、今後、こういうやはり専門的な、年間36万円ぐらいで簡単に相談される顧問弁護士を委託する方法の考えはないかを最後の質問として私は終わります。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） この件につきましては、予算の編成のときに旧小野田の担当の職員からも、小野田町時代にはそういう事実があったと、顧問弁護士をお願いをして非常に便利だった、便利だというか非常にスムーズにいく場合が多いということがありました。でも、36万円となるかどうかわかりませんが、それをま

ずお払いして、実際そういう訴訟等々、あるいは日常の相談で非常に安く上がるものか、やはりそれはそれとしてその都度料金を払わなければならないのか、その辺はもう少し調査をしてみまして、有利であるというか、すべきであるということであれば今後お願いする方向で検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（米木正二君） 25番新田博志君。

○25番（新田博志君） ちょっといろいろ聞きたいことがあるんですが、まずもって入札なんでありまして、総務課が一括してやっているんだと思いますが、植栽管理の方なのであるいは土木費かもわかりませんけれども、何か公園の草が随分ひざ丈ぐらいまで伸びて、全然刈られてなかったのどうしたのかなというような思いがありましたら、今月に入って急に刈り取りが行われて、どうしたのかなという話を聞きましたらば、どうも入札が最近行われたらしいという話を聞きました。それで、おとといいただきましたこの15年度の入札の執行状況を見ましたら……

○議長（米木正二君） 済みません、25番、何ページでしょうか。

○25番（新田博志君） ですから、どちらになるのか、総務費になるのか土木費になるのか。

○議長（米木正二君） ここにありますか、中に。補正予算にありますか。補正予算の中にありますか。

○25番（新田博志君） 項目としてはあれなんです、関連として……

○議長（米木正二君） いや、関連って議題外で。あくまでも補正予算でありますので、それに関連した発言をお願いします。

○25番（新田博志君） 何もないと聞くあれがないので……

○議長（米木正二君） いや、関連、関連といいますと限りなくなるものですから、あくまでも今補正予算の審議でありますから、補正予算、今議題になっているものに関しての質疑は許します。

○25番（新田博志君） わかりました。ただそうなってくると、さっきの話は関連……、例えば吉岡……、いいです、わかりました。後でやります。

○議長（米木正二君） 13番板垣敬志君。

○13番（板垣敬志君） 最初に、20ページ、商工費、その中の施設費。いわゆるパークゴルフのふれあい公園の屋外トイレ改修工事に関連してお伺いします。私、毎日ウォーキングに行っているんですけども、カヌー公園にトイレが必要であるというふうに感じております。今度ドラゴンカヌーとかって……

○議長（米木正二君） 済みません、13番、パークゴルフ場のことで質疑は許しますけれども、カヌー公園は……（「関連」の声あり）いや、だめです。25番にもその旨をお伝えをして質疑を許しませんでしたので。

○13番（板垣敬志君） 22ページ、木造住宅耐震改修工事助成39万円。これも関連になるんだな。近く地震が来るというふうにいろいろ報道されておりますけれども、各家庭の住宅の耐震調査ですね、それに対する町

の助成はどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、昨日行われました10番通告順位の伊藤 淳議員の質問の中に、例えば給食調理員の人事、人員、人事配置において云々という言葉がありますけれども、これに関連した……、だめでしょうか。

○議長（米木正二君） どのあれですか。

○13番（板垣敬志君） 小学校費。

○議長（米木正二君） 小学校費の臨時調理員の件ですか。

○13番（板垣敬志君） はい。宮崎小学校費4万5,000円、それに関連してお伺いしたいと思います。

○議長（米木正二君） 関連でなくてその宮崎小学校費でしょう。13番、関連じゃなくて。

○13番（板垣敬志君） 調理員の問題。これは、ある調理員からけさコメントが寄せられております。それを一読して教育長の考え方をお聞き申し上げたいという部分でありますけれども、お許し願いたいと思います。固有名詞になっている部分については○○氏と変えますので、御了解願いたいと思います。

○議長（米木正二君） 済みません、さっきのと同じになりますね。匿名でありますよね。

○13番（板垣敬志君） 匿名ではありません。匿名ではないんです。実名出すことはできませんけれども、だめですか。

○議長（米木正二君） この方は實在というか……（「實在してます」の声あり）それでちゃんとした実名であれしてるんですか。（「はい」の声あり）はい。

○13番（板垣敬志君） ただ、ここで言うことはできませんけれども。いいですか。

○議長（米木正二君） 休憩します。

午後2時17分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（米木正二君） 再開いたします。

13番。

○13番（板垣敬志君） なかなか面倒なものだな、これは。

私もこの人になり切ってお話し申し上げたいと思います。私は、4月1日の日に未経験の方と仕事をする事になりました。多分、栄養士が厨房に入り3人体制で午前中調理するものと思っておりました。ただ、私も生身の体でありますので、休むつもりはななくとも体調の悪いときはどうしようもありませんので、私は休むときはどうするのか校長に尋ねたところ、メモ書きの返答でありました。4月9日、初日の給食の日を迎えるわけですが、私は死ぬかと思うような感じで仕事をいたしました。それがあと189回続くのかと思う

と目の前が真っ暗になり、そして、189回は続かない、その前にきっと体が壊れてしまうというふうなのが正直な私の気持ちであります。未経験の方と一緒にということは覚悟をいたしておりましたけれども、1人で184食をつくるということはこんなに大変かと思ったわけです。息をつく暇もなく、次々と作業をこなさないと、11時40分の検食、12時の昼食には間に合わないというふうなことになりますので、昼食を食べたのですが、13時45分から13時52分、トイレにそのとき行って、13時55分には午後の作業開始です。座っていたのはたった7分間であります。午後、〇〇さんと2人で食器洗浄器で食器とお盆を流すという、そして〇〇さんの退勤の時間は2時50分でした。〇〇さんが帰ってからまた後は私1人で.....

○議長（米木正二君） 13番、読むんじゃなくて自分の考え方として発言してほしいんです。それを参考にしながら自分の考えを言ってください。

○13番（板垣敬志君） そこでですね、給食2日目、3日目、腰を悪くしたわけです。腰も悪くする、足も悪くする。この辺の人事管理について教育長はどのような考え方を持っておられるか、それをお伺いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（米木正二君） 建設課長。

○建設課長（板垣政義君） ただいまの耐震関係の39万円の負担金補助及び交付金のご関係でございますが、これは町の考えはどうなっているのかということでございますが、県の方で宮城県の緊急経済産業再生戦略プランということで地震対策をいろいろやっているわけでございますが、その一環として、加美町におきましても今回木造の住宅の耐震改修工事の助成ということで、この1軒分39万円をここで計上させていただいたということでございます。この財源の内訳といたしましては、県の方から3分の1の助成。それから負担金、個人負担がございます。これは最高限度額で90万円という限度額がございます、個人が3分の2ということでございますが、町におきましては要綱をつくりまして10%上乘せするというので今回計上させてもらっております。以上でございます。

○議長（米木正二君） 教育長。

○教育長（三浦公男君） お答えします。

大変難しい内容でございますが、労務管理中心の質問だろうと解釈いたしました。実は、学校給食法は昭和29年6月3日に施行されております。ここからスタートして現在に至っているわけですが、何と云っても、この学校給食を通して食の安全というか、食を通しての教育を重視した考えだろうと思います。そういうことからいろいろと改正も含まれて今日になったわけですが、平成16年度4月からのスタートに合わせて、この29年からスタートした調理に携わる基準調理員というのがございます。前回もお話ししたとおりでございますが、調理の人数等は、一番新しいところでは、加美町として考えているのは、100人以下の規模で1名ですね。それから101名から200名まで2名、201名から300名まで3名。そういったふうに順送り

に1名ずつふえていっているわけです。

そういうことからして、合併して3地区になったわけですが、それぞれその取り組みは違っておりまして。議員御案内のとおり、宮崎、これは手づくりが中心でやっておりました。それから小野田もそれに準じた調理法です。しかし、中新田地区は一部業者をお願いして取り組んでいたと。それで、15年から16年度にかけて調理員というか臨時職員の見直しを町としても考えましたので、この基準に合わせて試行してみようということです。ですから、やらないうちから、宮崎体制、小野田体制では基準よりオーバーした調理員でするので、それで4月からとりあえずやってみよう、基準に合わせてみようという考えでスタートいたしました。

しかし、先ほどお話ししたように3地区の調理の方法・内容が違っておりました。そういうことで、4月、5月実施して体調を崩した方が現におります。したがって、これから6月、7月と梅雨時期にも入りますので、この体制では無理が生じるということ、そういうことからして、15年度体制、つまり五つの小中学校、5校で減員にした学校には5月末から今週で全部15年度体制に戻しました。ということは、安心して学校給食ができるように、それは何といても手づくりが最高であるということですね。そんな意味からして、手づくりを大事にしていこうということで15年度体制。したがって、文科省で、あるいは県で示している基準よりもオーバーの定員でやはりやる必要があると判断しました。

そういうことで、4月、5月には大変無理をかけた。これは一つの試行といえますか、検証といえますか、必要だったろうと私は判断してこれを導入したわけでございます。現在はこの学校も順調に調理ができているものと理解しております。以上です。

○議長（米木正二君） 13番。

○13番（板垣敬志君） ということは、結局15年体制に戻したということは、そんなに厳しいチーム体制ではありませんよというふうなことですな、つまり。そういうふうなことですな。そうなんですな。

○議長（米木正二君） ちょっと待って……

○13番（板垣敬志君） まだ終わってません。

ただ、私は、現実に公務災害の認定を申請している方がいるわけですね。公務災害の、調理員の方で。だとすれば、これは現実に厳しいためにこういうふうに恐らく腰を痛めたんだらうということで公務災害を申請しているはずだと思うので、その辺を教育長にもう一回お答え願いたいと。

それから、ある人が調理員に採用されたわけですがけれども、調理員がちょっと無理なので別な仕事にかえていただきたいというふうに教育長をお願いした経緯があるようですね。ところが教育長いわく、調理員の仕事ができないことだったらやめるほかはないだろうと、非常に冷たい言葉を言ったというふうにな書かれています。

それからもう一つ、いわゆる現場、校長と職員のコミュニケーションが十分になっていないんじゃないかというふうな感じがするんですけども、その辺いかがでしょうか。